

計画の体系と計画事業の概要について

1 計画の体系

・は、「認知症施策推進計画」に関する事業です。

大項目	小項目	計画事業	
1 地域でともに支え合うしくみづくり	1 地域における見守りや支え合い	1	ハートフルネットワーク事業の充実 
		2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営
		3	地域ケア会議の運営
		4	小地域福祉活動の推進
		5	地域づくり事業
		6	参加支援事業
		7	民生委員・児童委員による相談援助活動 
		8	話し合い員による訪問活動
		9	みまもり訪問事業
		10	高齢者見守り相談窓口事業 
		11	高齢者見守りあんしん I o T 事業
		12	高齢者等見守りあんしん電話事業
		13	長寿ふれあい食堂事業
		14	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援
		15	社会参加の促進事業
		16	シルバー人材センターの活動支援 
		17	シルバーお助け隊事業への支援
		18	いきいきサポート事業の推進
		19	ボランティア活動への支援
		20	地域活動情報サイト

	2 相談体制や情報提供機会の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化(認)
		2	老人福祉法に基づく相談・措置(認)
		3	包括的相談支援事業
		4	多機関協働事業
		5	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
		6	介護保険相談体制の充実
		7	高齢者向けサービスの情報提供の充実
		8	文京ユアストーリー
		9	ひきこもりの総合的な支援の推進
		10	ヤングケアラー支援推進事業
	3 医療と介護の連携	1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営
		2	在宅医療・介護連携推進事業(認)
		3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
	4 家族介護者等への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発
		2	認知症サポーター養成講座(認) (3-1-1 参照)
		3	認知症初期集中支援推進事業(認) (3-1-7 参照)
		4	認知症本人交流会・認知症家族会(認) (3-1-11 参照)
		5	介護勉強会・認知症カフェ(認) (3-1-12 参照)
		6	高齢者あんしん相談センターの機能強化(認) (1-2-1 参照)
		7	緊急ショートステイ
	5 高齢者の権利擁護	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	成年後見制度利用支援事業(認)
		4	法人後見の受任(認)
		5	市民後見人の養成および活動支援
		6	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進
		7	高齢者虐待防止への取組強化(認)
		8	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

2 住み慣れた 地域で暮らし続けられる環境づくり	1 介護サービスの充実	1	地域密着型サービスの整備 ^認
		2	事業者への運営指導・集団指導
		3	介護サービス情報の提供
		4	公平・公正な要介護認定
		5	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
		6	生活保護受給高齢者支援事業
	2 ひとり暮らし・身体機能が低下した高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業
		2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業
		3	院内介助サービス
		4	高齢者訪問理美容サービス
		5	高齢者紙おむつ支給等事業
		6	ごみの訪問収集
		7	歯と口腔の健康
	3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営
		2	ケアマネジャーへの支援
		3	ケアプラン点検の実施
		4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
		2	介護施設ワークサポート事業
	5 住まい等の確保と生活環境の向上	1	居住支援の推進
		2	高齢者住宅設備等改造事業
		3	住宅改修支援事業
		4	高齢者等住宅修築資金助成事業
		5	高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備
		6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
		7	地域密着型サービスの整備 ^認 （2-1-1 参照）
		8	公園再整備事業
		9	文京区バリアフリー基本構想の推進

		10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		11	バリアフリーの道づくり
3 誰もが安心して自分らしく暮らすために	1 認知症の理解と支援	1	認知症サポーター養成講座 (認)
		2	認知症ケアパスの普及啓発 (認)
		3	認知症地域支援推進員の設置 (認)
		4	認知症支援コーディネーターの設置 (認)
		5	認知症サポート医・かかりつけ医との連携 (認)
		6	認知症相談 (認)
		7	認知症初期集中支援推進事業 (認)
		8	認知症検診事業 (認)
		9	認知症とともにフォローアッププログラム (認)
		10	認知症とともにパートナー事業 (認)
		11	認知症本人交流会・認知症家族会 (認)
		12	介護勉強会・認知症カフェ (認)
		13	認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング (認)
		14	認知症の症状による行方不明者対策の充実 (認)
		15	若年性認知症への取組 (認)
		16	生活環境維持事業 (認)
		17	地域密着型サービスの整備 (認) (2-1-1 参照)
	2 健康づくりの取組	1	一般健康相談（クリニック）
		2	健康診査・保健指導
		3	高齢者向けスポーツ教室
		4	高齢者いきいき入浴事業
		5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
	3 フレイル予防・介護予防の取組	1	短期集中予防サービス
		2	介護予防把握事業
		3	介護予防普及啓発事業
		4	文の京フレイル予防プロジェクト

	4 日常の生活支援	5	地域リハビリテーション活動支援事業
		1	介護予防ケアマネジメントの実施
		2	生活支援体制整備事業
		3	地域介護予防支援事業（通いの場）
	5 生きがいつくりや地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
		2	文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）
		3	生涯にわたる学習機会の提供
		4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援
		5	いきがいつくり世代間交流事業
		6	いきがいつくり文化教養事業
		7	いきがいつくり敬老事業
		8	地域の支え合い体制づくり推進事業
		9	福祉センター事業
		10	長寿お祝い事業
		11	シルバーセンター等活動場所の提供
4 いざというときに備えた体制づくり	1 配慮を要する人への支援	1	避難行動要支援者への支援 
		2	災害ボランティア体制の整備
		3	高齢者緊急連絡カードの整備
		4	救急通報システム
		5	福祉避難所の拡充
		6	被災者支援の仕組みづくり
	2 災害等に備える住環境対策の推進	1	耐震改修促進事業
		2	家具転倒防止器具設置助成
		3	特殊詐欺被害防止のための「自動通話録音機」の無償貸出
	3 災害等に備える介護サービス事業者との連携	1	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

2 計画事業の概要

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には、迅速に対応できる体制の充実を図ります。

1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議・検討する委員会を運営します。

また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し、各種施策の実現につなげます。

1-1-3 地域ケア会議の運営

各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図ります。

また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていきます。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

1-1-4 小地域福祉活動の推進

日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-5 地域づくり事業

介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

1-1-6 参加支援事業

本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

1-1-7 民生委員・児童委員による相談援助活動

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経

済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。

また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。

1-1-8 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。

また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。

1-1-9 みまもり訪問事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行います。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-10 高齢者見守り相談窓口事業

高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置します。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげます。

1-1-11 高齢者見守りあんしんIoT事業

高齢者の自宅に通信機能を備えた電球を設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知することで、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

1-1-12 高齢者等見守りあんしん電話事業

心や体に不安を持つ原則65歳以上の高齢者の方へ、電話による見守り（週1～3回）を行うとともに、24時間体制の電話相談窓口を設置し、その解消に取り組みます。

1-1-13 長寿ふれあい食堂事業

地域の高齢者を対象とした会食を通じた交流の場の開催に対し、区が経費の一部を補助することで、高齢者の交流機会の増加や心身の健康増進、多世代交流を促進します。

1-1-14 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、交流機会の創出）、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っています。このような、在宅福祉を支える友愛活動に対して

支援します。

1-1-15 社会参加の促進事業

概ね 50 歳以上の方が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施します。

また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付します。

1-1-16 シルバー人材センターの活動支援

企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進します。

1-1-17 シルバーお助け隊事業への支援

高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

1-1-18 いきいきサポート事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。

1-1-19 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。

また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。

1-1-20 地域活動情報サイト

NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。

1-2-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した相談を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。

また、ICT等の活用によりセンターの業務効率化を図り、職員の負担軽減とあわせて、相談体制の

更なる充実に繋げていきます。

1－2－2 老人福祉法に基づく相談・措置

高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行います。

また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行います。

1－2－3 包括的相談支援事業

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。

また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。

1－2－4 多機関協働事業

支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。

1－2－5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。

1－2－6 介護保険相談体制の充実

区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図ります。

1－2－7 高齢者向けサービスの情報提供の充実

高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行います。

1－2－8 文京ユアストーリー

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行います。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-9 ひきこもりの総合的な支援の推進

ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP 事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行います。

1-2-10 ヤングケアラー支援推進事業

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、リーフレット・動画・区報等による広報啓発を図るとともに、関係機関への巡回訪問を実施します。また、要保護児童対策地域協議会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関の連携体制を強化します。支援においては、ヤングケアラー本人の意向と家族の状況に合わせたサービスや社会資源へのつながを図り、ヤングケアラー本人だけでなく家族全体に対する支援を行います。

1-3-1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営

区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。

1-3-2 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。

1-3-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨します。

1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発

多様な働き方の実現に向けた意識を高めていくため、情報提供や広報・啓発活動を行います。

1-4-2 認知症サポーター養成講座

【3-1-1 参照】

1-4-3 認知症初期集中支援推進事

【3-1-7 参照】

1-4-4 認知症本人交流会・認知症家族会

【3-1-11 参照】

1-4-5 介護勉強会・認知症カフェ

【3-1-12 参照】

1-4-6 高齢者あんしん相談センターの機能強化

【1-2-1 参照】

1-4-7 緊急ショートステイ

介護や見守りの必要な高齢者等の介護者が、特別な理由で一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供します。

1-5-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-3 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-4 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-5 市民後見人の養成および活動支援

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の担い手となる市民後見人を養成します。また、養成後も研修や相談支援等を通して、活動を支援し、地域における権利擁護体制の充実に図ります。

1-5-6 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」

機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。

中核機関の取組として、連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。

あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手との連携を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

1－5－7 高齢者虐待防止への取組強化

虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じます。

また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進めます。

1－5－8 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施します。

2－1－1 地域密着型サービスの整備

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、公有地等の活用も視野に入れながら、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進します。

2－1－2 事業者への運営指導・集団指導

介護サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図ります。

2－1－3 介護サービス情報の提供

介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行います。

2－1－4 公平・公正な要介護認定

介護（介護予防）サービスを必要とする申請者に対して、認定調査票と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行います。

2－1－5 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し、調査します。

2-1-6 生活保護受給高齢者支援事業

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認します。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行います。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し、支援します。

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

65歳以上で身体状況が低下し、日常生活を営む上で支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図ります。

2-2-3 院内介助サービス

介護保険の通院介助サービスを利用し、要支援2以上の認定を受けているひとり暮らし又は日中独居となる高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保します。

2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

65歳以上の在宅で座位を保てない状態又は重度の認知症等で理美容店までの外出が困難な方に対し、訪問理美容券を発行し、高齢者の理美容の機会を確保します。

2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

身体状況の低下により失禁があり、常時おむつを使用している方（要介護3以上程度）に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図ります。（65歳以上の方が入院中の場合は、要介護度不要。）

2-2-6 ごみの訪問収集

①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯

上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。

2-2-7 歯と口腔の健康

全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげ

るために、歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。

また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営

介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営します。

また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施します。

2-3-2 ケアマネジャーへの支援

在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催します。

また、地域のケアマネジャーによる自主グループの活動について、支援・連携します。

2-3-3 ケアプラン点検の実施

居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより質の高いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行います。

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

介護人材の確保・定着に向け、介護の魅力を伝えるイベントの実施や啓発番組の配信、啓発冊子の配布、出張講座、介護未経験者への入門的研修、外国人介護人材の受け入れに対する支援等を行います。

さらに、介護従事者の就労環境の改善を図り、人材確保・定着に繋げるための住宅費補助や、介護従事者の専門性向上を目的とした資格取得支援や研修の実施など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携して行います。

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援します。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げます。

2-5-1 居住支援の推進

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。

あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営む上で住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図ります。

2-5-3 住宅改修支援事業

ケアマネジャーが付いていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行います。

2-5-4 高齢者等住宅修築資金助成事業

高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属する方で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。

2-5-5 高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備

施設入所が必要な高齢者のニーズに対応するため、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した特別養護老人ホームを整備します。

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所している高齢者に良好な環境を整備するため、大規模改修を実施します。

2-5-7 地域密着型サービスの整備

【2-1-1 参照】

2-5-8 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進

バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。

2-5-11 バリアフリーの道づくり

文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。

3-1-1 認知症サポーター養成講座

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症のある方やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。

また、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施するとともに、地域活動に必要な知識やスキルの理解を深め、モチベーションの維持・向上を図るための勉強会・交流会を開催します。

3-1-2 認知症ケアパスの普及啓発

認知症のある方やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図ります。

また、認知症当事者の個人の尊重や地域での共生を更に推進するため、国が掲げる「新しい認知症観」の浸透につながる取組として、「ぶんきょう 認知症 ひろがるみらい展」を実施します。

3-1-3 認知症地域支援推進員の設置

認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修修了者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進します。

3-1-4 認知症支援コーディネーターの設置

認知症支援コーディネーターを各高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進します。

3-1-5 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。

3-1-6 認知症相談

認知症の早期支援・早期対応を推進するため、各高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を推進します。

3-1-7 認知症初期集中支援推進事業

医療や福祉の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症のある方や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。

3-1-8 認知症検診事業

認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの5歳ごとの対象者に、認知機能デジタル測定ツールによるセルフチェックを案内し、認知機能に不安のある方等に対して区内の指定医療機関における認知症検診を実施します。検診では、医師による問診などを行うほか、必要に応じて、専門医療機関や看護師による最長6か月間の支援等につなげます。

3-1-9 認知症ともにフォローアッププログラム

認知症検診を受診した方を対象に、脳と体の健康を維持するための生活習慣の実践ポイントを専門職から伝える体験参加型のプログラムや個別相談を行います。

3-1-10 認知症ともにパートナー事業

協力医療機関や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につなげることができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行います。

3-1-11 認知症本人交流会・認知症家族会

認知症のある方が集い、本人が主体となって、自らの体験や思い、必要としていること、暮らしやすい地域の在り方を語り合うことを目的に、交流会を実施します。また、介護家族を対象とした介護者同士の交流や情報交換の場である認知症家族会の運営を伴走支援します。

3-1-12 介護勉強会・認知症カフェ

介護者等のニーズに合わせたテーマにより、認知症を含めた介護に関する勉強会を実施するとともに、地域で身近に通える居場所として誰もが参加できる認知症カフェを開催します。

3-1-13 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング

認知症になっても個人として尊重され、希望を持って自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、認知症本人交流会等を実施し、本人や家族のニーズと「チームオレンジ Bunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワークを強化します。

3-1-14 認知症の症状による行方不明者対策の充実

認知症の症状による行方不明者の発生を防止するとともに、発生した場合の早期発見・早期保護を目的に、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進します。

3-1-15 若年性認知症への取組

東京都若年性認知症総合支援センターや地域の関係機関と連携し、文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）等による支援を行います。また、若年性認知症ライフサポート BOOK 等により若年性認知症の周知・啓発を図るとともに、職員が若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、知識習得及び相談支援技術の向上を図ります。

3-1-16 生活環境維持事業

認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行います。

3-1-17 地域密着型サービスの整備

【2-1-1 参照】

3-2-1 一般健康相談（クリニック）

相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、X線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行います。

3-2-2 健康診査・保健指導

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。

3-2-3 高齢者向けスポーツ教室

60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳＋健康体操教室を実施します。

3-2-4 高齢者いきいき入浴事業

外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とします。

3-2-5 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続的に行っています。このような、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援します。

3-3-1 短期集中予防サービス

生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施します。

3-3-2 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。

3-3-3 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。また、地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。

3-3-4 文の京フレイル予防プロジェクト

高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。

3-3-5 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。

3-4-1 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付します。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行います。

3-4-2 生活支援体制整備事業

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進します。

3-4-3 地域介護予防支援事業（通いの場）

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活動を支援します。

3-5-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供します。

3-5-2 文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）

高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施します。

3-5-3 生涯にわたる学習機会の提供

バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。

3-5-4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

専門の講師を招いて行う教養講座や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的に行います。このような、生きがい向上に資する学習や交流活動に対して支援します。

3-5-5 いきがいづくり世代間交流事業

高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、高齢者クラブ、区内高校・大学の学生等の作品展示や活動紹介を行う「いきいきシニアの集い」を実施します。

3-5-6 いきがいづくり文化教養事業

高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施します。

3-5-7 いきがいづくり敬老事業

高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施します。

3-5-8 地域の支え合い体制づくり推進事業

地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。

3-5-9 福祉センター事業

高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施します。

3-5-10 長寿お祝い事業

長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員・児童委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈します。新たに 100 歳となる方には、誕生日前後に区から個別に連絡し、贈呈を行います。

3-5-11 シルバーセンター等活動場所の提供

高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供します。

4-1-1 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。

また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。

4-1-2 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応します。

4-1-4 救急通報システム

おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中において慢性疾患の急変時に、ペンダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行います。

4-1-5 福祉避難所の拡充

避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。

4-1-6 被災者支援の仕組みづくり

一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。

4-2-1 耐震改修促進事業

建築物の所有者による耐震化を図るため、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の割合と助成金額の上限を優遇します。

4-2-2 家具転倒防止器具設置助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。

4-2-3 特殊詐欺被害防止のための「自動通話録音機」の無償貸出

自動通話録音機を設置することにより、電話機の呼び出し音が鳴る前に、「会話内容が自動録音されます」といったアナウンスが流れるため、発信者（犯人）が通話を断念して、被害を未然に防止する効果が期待できます。

4-3-1 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施します。また、事業者専用WEBサイトによる情報提供を行います。